

○横浜市庁舎駐車場条例施行規則（抜粋）

（利用料金の減免）

第 7 条 条例第 8 条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 市役所(民間ビルに置かれている市の機関を含む。以下同じ。)に諸手続、相談等をするために来庁する者が市庁舎駐車場を利用する場合 駐車時間 1 時間まで(市長が別に定める民間ビルに置かれている市の機関に諸手続、相談等をするために来庁する者が利用する場合にあっては、駐車時間 1 時間 30 分まで)の利用料金の全額
- （2） 区役所(区総合庁舎(横浜市瀬谷区総合庁舎を除く。)内に設置されている市の事業所及び県税事務所(神奈川県行政機関設置条例(昭和 31 年神奈川県条例第 31 号)第 3 条に規定する県税事務所をいう。)を含み、公会堂等を除く。以下同じ。)に諸手続、相談等をするために来庁する者が区総合庁舎駐車場等(横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を除く。以下同じ。)を利用する場合 駐車時間 1 時間までの利用料金の全額
- （3） 区役所において実施する乳幼児健康診査又は集団予防接種を受ける者及びこれらの者の保護者が区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該乳幼児健康診査又は集団予防接種を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額
- （4） 市が開催する会議の出席者(市の依頼を受けて出席する者に限る。)が市役所に来庁するときにあつては市庁舎駐車場を、区役所に来庁するときにあつては区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該会議に出席していた間の駐車時間の利用料金の全額
- （5） 公会堂(横浜市瀬谷公会堂を除く。)の使用若しくは利用又はスポーツ施設若しくは区民文化センターの利用の許可を受けようとする者がこれらの許可の申請をするために区総合庁舎駐車場等を利用する場合 駐車時間 30 分までの利用料金の全額
- （6） 図書館において図書館資料の貸出しを受けようとする者又は図書館資料を返納しようとする者が区総合庁舎駐車場を利用する場合 駐車時間 30 分までの利用料金の全額
- （7） 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者のうち第 1 号に規定する来庁者にあつては市庁舎駐車場を、第 2 号に規定する来庁者又は公会堂等(横浜市瀬谷公会堂を除く。以下同じ。)を使用し、若しくは利用する者にあつては区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該諸手続若しくは相談等又は公会堂等の使用若しくは利用を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額

(8) 市長が別に定める低公害車を駐車する者のうち第 1 号に規定する来庁者にあつては市庁舎駐車場を、第 2 号に規定する来庁者又は公会堂等を使用し、若しくは利用する者にあつては区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該諸手続若しくは相談等又は公会堂等の使用若しくは利用を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額

(9) 市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額

(10) 前各号に規定するもののほか、市長が公益上特に必要があると認める場合 市長が定める額

2 前項各号に規定する免除する利用料金の額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 第 1 項の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする場合において、同項各号に規定する場合の 2 以上に該当するときにあつては、当該各号に規定する免除する利用料金の額を合算して得た額を免除するものとする。ただし、同項第 2 号、第 5 号又は第 6 号に規定する場合の 2 以上に該当する場合は、そのうち免除する利用料金の額が最も多くなるもの(同じ額の場合にあつては、そのいずれかのもの)を適用するものとする。

横浜市庁舎駐車場の利用料金の減免に関する要綱

制 定 平成 21 年 9 月 30 日

最近改正 平成 31 年 3 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市庁舎駐車場の利用料金の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の減免)

第 2 条 横浜市庁舎駐車場条例施行規則（平成 21 年 5 月横浜市規則第 60 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する市長が別に定める民間ビルとは、市庁舎駐車場から概ね往復 1 キロメートル離れている市の機関が置かれた民間ビルとする。

2 規則第 7 条第 1 項第 8 号に規定する低公害車とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電気自動車
- (2) 燃料電池自動車
- (3) 天然ガス自動車
- (4) プラグインハイブリッド自動車

3 規則第 7 条第 1 項第 10 号に規定する市長が公益上特に必要があると認める場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市役所(市役所の依頼に基づき施設の管理運営を行う者を含む。)が依頼した納品、清掃等の業務で市庁舎駐車場を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (2) 区役所(区総合庁舎内に設置されている市の事業所及び県税事務所を含む。)、図書館(区総合庁舎内に設置されているものをいう。以下同じ。) 又は公会堂(区総合庁舎内に設置されているもの及び栄公会堂をいう。以下同じ。) 若しくはスポーツセンター(区総合庁舎内に設置されているもの及び栄スポーツセンターをいう。以下同じ。) の指定管理者が依頼した納品、清掃等の業務で区総合庁舎駐車場又は区庁舎駐車場(以下「区総合庁舎駐車場等」という。) を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (3) 公会堂の講堂で事業を主催する主催者が区総合庁舎駐車場を利用する場合 3 台までの所要時間の利用料金の全額(区総合庁舎駐車場以外の駐車台数を含む。)
- (4) スポーツセンターにおいて市が主催、共催又は後援する事業の従事者が区総合庁舎駐車場を利用する場合 3 台までの所要時間の利用料金の全額(区総合庁舎駐車場以外の駐車台数を含む。)
- (5) 規則第 7 条第 1 項第 4 号に規定する会議を市役所又は区役所付近の市の施設で行った場合に会議の出席者が市庁舎駐車場又は区総合庁舎駐車場等を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (6) 市の事業に係わるボランティアが市庁舎駐車場又は区総合庁舎駐車場等を利用する場合 駐車時間 1 時間までの利用料金の全額
- (7) 市役所又は区役所に公務のために来庁する地方公共団体等が市庁舎駐車場又は区総合庁舎駐車場等を利用する場合 所要時間の利用料金の全額

- (8) 図書館、公会堂又はスポーツセンターに公務のために来館する地方公共団体等が区総合庁舎駐車場を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (9) 市役所又は区役所に公務のために来庁する市議員、県議会議員又は国会議員が市庁舎駐車場又は区総合庁舎駐車場を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (10) 市役所又は区役所に表敬訪問等をするために来庁する者が市庁舎駐車場又は区総合庁舎駐車場等を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (11) 公用車 所要時間の利用料金の全額
- (12) 公会堂又はスポーツセンターの指定管理者が区総合庁舎駐車場を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (13) 電子端末システムや施設の故障など物理的な障害等の想定できない事由による場合 当該事由に係る所要時間の利用料金の全額
- (14) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車 所要時間の利用料金の全額
- (15) 別表 1 に掲げる窓口及び時期において、1 件あたりの待ち時間及び用務時間が 1 時間を超えた来庁者が区庁舎駐車場を利用する場合 駐車時間 2 時間までの利用料金の金額
- (16) 別表 2 に掲げる窓口及び日において、1 件あたりの待ち時間及び用務時間が 2 時間を超えた来庁者が区庁舎駐車場を利用する場合 駐車時間 3 時間までの利用料金の金額
- (17) タクシーが市庁舎駐車場内にあるタクシー乗り場で待機するために利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (18) 市庁舎低層部で事業を主催する主催者が市庁舎駐車場を利用する場合 3 台までの所要時間の利用料金の全額（市庁舎地下 2 階駐車場の駐車台数を含む。）

別表 1 窓口及び時期（第 2 条第 3 項第 15 号）

保険年金課	国民健康保険料額の通知一斉発送の日から 14 開庁日 4 月 1 日を起算日とした前 7 日営業日及び後 7 日営業日
戸籍課	4 月 1 日を起算日とした前 12 日営業日及び後 12 日営業日 (1) 国民の祝日に関する法律第 2 条及び第 3 条で定める 4 月最後の国民の祝日または休日から同法で定める 5 月最初の国民の祝日または休日の間の開庁日。前述の該当日がない場合は、4 月最後の土曜開庁日 (2) 5 月 5 日以降の最初の開庁日 (3) 5 月最初の土曜開庁日
こども家庭支援課	児童扶養手当の現況届集中提出期間

別表 2 窓口及び時期（第 2 条第 3 項第 16 号）

戸籍課	(1) 3 月最後の月曜日、火曜日及び金曜日 (2) 3 月最後の土曜開庁日
-----	---

	(3) 4 月最初の月曜日 (4) 4 月最初の土曜開庁日
--	----------------------------------

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 55 号）の施行の日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 3 月 6 日から施行する。